平成２１年（フ）第７２８号
石川県能美市三ツ屋町11―３　Ｄグリンピア206号、住民票上の住所岐阜県郡上市八幡町稲成27番地４　雇用促進住宅１―208号
債務者　中根　繁行（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７２９号
岐阜市柳津町本郷４丁目62番地１サンライズカトー102号室
債務者　井戸　千月
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３１号
岐阜市加納城南通１丁目７番地グランドパレス加納３Ｂ号室
債務者　中平　昭孝
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６０号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1296―14、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1426番地の53
債務者　中　　正博
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３１２９号
愛知県弥富市五明町築留1774番地５　バンクビル306
債務者　岩瀬　厚子
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２０９号
名古屋市中村区鳥居通３丁目35番地　ＮＴビルディング102号
債務者　玉井　清子
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１０号
名古屋市中村区大秋町３丁目42番地の１　マーベラス本陣203号
債務者　玉井　久美
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３４１号
名古屋市昭和区隼人町３番地の６　ヴィラ・ユタカ30Ｆ号
債務者　夏目　雅也
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４６号
三重県員弁郡東員町笹尾東４丁目21番７
債務者　水口　　清
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
三重県四日市市赤堀１丁目８番３号
債務者　中武　ミヨ
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
三重県いなべ市大安町石榑南1417番地17
債務者　浅野　正之
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
三重県いなべ市大安町石榑南1417番地17
債務者　浅野　真二
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
三重県四日市市御薗町２丁目68番地２
債務者　吉本　武美
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
三重県桑名市大字福島969番地１　スペリア桑名１番館205
債務者　水谷　　猛
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
三重県桑名市大字福島969番地１　スペリア桑名１番館205
債務者　水谷千加子
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
三重県四日市市天カ須賀３丁目４番32号
債務者　萩原周二郎
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第７８９号
兵庫県西宮市六軒町１番11号
債務者　佐﨑　　保
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係